

議案第117号

備前焼伝統産業会館及び伊部駅南ふるさと交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり備前焼伝統産業会館及び伊部駅南ふるさと交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名 称	指 定 する 団 体	指 定 の 期 間
備前焼伝統産業会館	協同組合岡山県備前焼陶友会	令和 3年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
伊部駅南ふるさと交流センター		

令和2年11月25日提出

備前市長 田 原 隆 雄

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 協同組合岡山県備前焼陶友会

代表者 理事長 長崎 信行

所 在 備前市伊部1657番地7

(2) 団体の位置付け

中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

備前焼作家、窯元など備前焼に携わる者の半数以上が会員として加入する協同組合岡山県備前焼陶友会は、備前焼について卓越した専門性及び経験並びに伝統を継承する組織力を有し、備前焼の振興とその販路拡大に取り組むとともに観光事業の推進に貢献し、地元企業及び地域との交流も深い。また、昭和62年から備前焼伝統産業会館の管理者として運営に携わり、伊部駅南ふるさと交流センター及び駐車場施設等を含め伊部駅南北の施設について、その設置目的に沿った適切な管理を行っている。

設置条例にある「由緒ある備前焼の伝統的な技術技法の継承及び歴史的資料の収集保存などを行い、備前焼の需要の拡大を図る」、「備前焼などのふるさと情報を発信し、かつ、観光客と地域住民との交流を促進する」という目的からも、指定管理者として適当であると認められる。